

学校法人仙台育英学園役員報酬規則

〔平成2年4月1日 制定〕
〔最終改正 令和7年4月1日〕

(目的)

第1条 この規則は、学校法人仙台育英学園（以下、「学園」という。）の寄附行為第58条第1項に基づき、役員等の報酬、賞与、役員退職金及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、学校法人仙台育英学園寄附行為第6条第1項各号に定める役員で勤務時間に関わらず週3日以上勤務を要する常勤の役員をいう。
- (2) 役員等とは、学校法人仙台育英学園寄附行為第6条第1項各号に定める役員と学校法人仙台育英学園寄附行為第32条第8項第1号、第2号及び第3号に定める評議員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、学校法人仙台育英学園寄附行為第6条第1項各号に定める役員で前1号以外の役員をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、前3号の非常勤役員に加え、学校法人仙台育英学園寄附行為第32条第8項第1号、第2号及び第3号に定める評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、役員退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人仙台育英学園給与規定及び学校法人仙台育英学園退職手当に関する規定に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員等として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬及び費用を支給することができる。

- (1) 役員に対しては、報酬及び費用を支給する。また、役員退職金及び賞与を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等に対しては、費用を支給する。また、報酬を支給することができる。

2 役員に対する報酬月額基準は、教育職員管理職・兼職手当月額表に定める校長兼職手当（285,000円）の以下倍率を上限とする。

- (1) 理事長 8 倍
- (2) 副理事長 5 倍
- (3) 常務理事 4 倍
- (4) 理事・監事 2 倍
- (5) 非常勤理事 1 倍

(報酬の支給日)

第4条 この規則における役員及び非常勤役員の前3条第2項に基づく報酬は、毎月支給する。その支給方法は、学校法人仙台育英学園給与規定第9条を準用する。

(報酬の支給日)

第5条 この規則における役員及び非常勤役員の前4条第1号に基づく報酬は、毎月支給する。その支給方法は、学校法人仙台育英学園給与規定第9条を準用する。

(賞与の額)

第6条 この規則における役員の賞与の額は、報酬月額 of 3 か月分を上限として評議員会に諮問し理事長が定める。但し、役員の賞与は基本金組入前当該年度収支差額の黒字額の範囲とする。

(賞与の支給日)

第7条 役員に対する賞与は、当年度決算に係る評議員会での諮問及び理事会での承認後に支給する。その支給日は理事長が定める。

(役員退職金の額及び支給方法)

第8条 この規則における役員退職金の額及び支給方法は、学校法人仙台育英学園役員退職金規則による。

(費用の額及び支給方法)

第9条 この規則における費用の額及び支給方法は、学校法人仙台育英学園役員等旅費規則による。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会に諮問し理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

昭和57年1月1日施行の役員等の報酬及び退職金支給規程は平成2年3月31日で廃止する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。